



# こどものけんりノート

～してほしいあなたのけんり～

だい かん  
(第1巻)



長野県 PR キャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

なまえ



はじめに

「けんり」ってなんだろう？

- あなたは、このせかいにひとりしかいない たいせつな ひとです。
- あなたには、うまれたときから「けんり」があります。「じゆうにあそぶことができる」「すきなえほんをみることができる」「すきなたべものをたべることができる」。こうした「けんり」をみんなもっています。あなたにも、ともだちにも、おとなにも、みんな「けんり」があるので、おたがいにだいじにすることがたいせつです。

「こどものけんりノート」ってなんだろう？

- こどもの「けんり」といっても、いろいろな「けんり」があります。
- この「こどものけんりノート」では、みんながもっている「けんり」をまとめました。
- ここにかかれていることと、ふだんのあなたのせいかつをくらべてみて、「けんり」がまもられているか、まわりのおとなといっしょにかんがえてみましょう。
- これからのあなたのせいかつが、えがおであんしんして、あなたらしく、しあわせになることをねがっています。





もくじ

ぜったいしておいてほしいこと

さべつのきんし	(第2条)	・・・	3P
こどもにとってもっともよいことを	(第3条)	・・・	3P
いきるけんり・そだつけんり	(第6条)	・・・	4P
おやとひきはなされないけんり	(第9条)	・・・	4P
いけんをあらわすけんり	(第12条)	・・・	5P
ひょうげんのじゆう	(第13条)	・・・	5P
プライバシー・めいよはまもられる	(第16条)	・・・	5P
こどものせわはまずはおとうさん・おかあさんがします	(第18条)	・・・	6P
あらゆるぼうりょくからのほご	(第19条)	・・・	6P
やすんだり、あそんだりするけんり	(第31条)	・・・	7P
むりやり はたらかされないようにする	(第32条)	・・・	8P
せいてきさくしゅからのほご	(第34条)	・・・	8P
あらゆる さくしゅからのほご	(第36条)	・・・	8P

しっておいてほしいこと

しそふ・りようしん・しゅうきょうのじゆう	(第14条)	・・・	9P
てきせつなじょうほうのにゆうしゅ	(第17条)	・・・	9P
かていをうばわれたこどものほご	(第20条)	・・・	10P
しょうがいのあるこども	(第23条)	・・・	11P
けんこう・いりょうへのけんり	(第24条)	・・・	11P
きょういくをうけるけんり	(第28条)	・・・	12P
きょういくのもくてき	(第29条)	・・・	12P

できればしっておいてほしいこと

なまえ・こくせきをもつけんり	(第7条)	・・・	13P
なまえ・こくせき・かぞくかんけいをまもる	(第8条)	・・・	13P
けっしや・しゅうかいのじゆう	(第15条)	・・・	14P
ようしえんぐみ	(第21条)	・・・	15P
しゃかいほしょうをうけるけんり	(第26条)	・・・	16P
せいかつすいじゅんのかくほ	(第27条)	・・・	16P
まやく・かくせいざいなどからのほご	(第33条)	・・・	17P
ゆうかい・ばいばいからのほご	(第35条)	・・・	17P
こどもにかんする しほう	(第40条)	・・・	17P

こまったことがあったときにおはなしするひと ・・・ 18P

説明チェックリスト ・・・ 21P

児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約) ・・・ 22P

## ぜったい しておいて ほしいこと

### ○さべつの きんし (第2条)

こどもは みんな「けんり」をもっています。どんなこどもも、ぜったい さべつ  
されません。

【たとえば どんなことが あるかな】

- ・「おとこのこらしく しなさい」、「おんなのこらしく しなさい」といわれません。
- ・あなたのいけんは たいせつなので、どんないけんをもっている、いじわるなことを されません。
- ・どんないえのこどもでも、みんなおなじです。みんな たいせつにされます。
- ・おとうさんや おかあさんが、どんなひとでも、こどもは さべつされません。

### ○こどもにとって、もっとも よいことを (第3条)

こどもにとって、もっともよいことを、おとなは かんがえなくては なりません。

【たとえば どんなことが あるかな】

- ・せいかつのルールを かんがえるときに、おとなのつごうで かんがえません。
- ・あなたが すくすくと せいちょうできるように、あなたに いちばんよいことを かんがえます。
- ・いちばんよいことだと おとながいても、あなたが「いやだな」とおもったら、おとなが りゆうを せつめいします。



### ○いきるけんり・そだつけんり（第6条）<sup>だい じゅう</sup>

こどもは みんな、いきるけんりと、そだつけんりを もっています。

【たとえば どんなことがあるかな】

- ・こどもは みんな、けんこうに せいかつするけんりがあります。おとなは、こどものけんこうのために、どりよくします。
- ・あなたの せいちょうのために、しらないことは おしえてもらえます。

### ○おやと ひきはなされない けんり（第9条）<sup>だい じゅう</sup>

- ・こどもは おとうさん、おかあさんと いっしょにくらすけんりを もっています。
- ・でも、こどもが あんぜんに、あんしんして くらせないときは、はなれてくらす ばあいもあります。
- ・おとうさんと おかあさんと、はなれてくらすときも、れんらくしたり、あうことが できるばあいがあります。

【たとえば どんなことがあるかな】

- ・おとうさんや おかあさんと いっしょにくらせないあいだも、おでかけをしたり、おうちに おとまりすることが、できるばあいがあります。
- ・そのときは、じどうそうだんじょが、あなたが あんしんして すごせることや、あんぜんに すごせるかを かくにんします。



## ○いけんを あらわす けんり (第12条)

こどもは じぶんのきもちや かんじたことを なんでもいうことができます。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・「たのしい」ときは「たのしい」、「いや」ときは「いや」ということができます。
- ・きもちがじょうずに いえなくても、まわりのおとなが いっしょにかんがえてくれるし、まわりのおとなが かわりにいうことも できます。
- ・どんなことでも おとなは「きく」せきにんが あります。

## ○ひょうげん の じゆう (第13条)

こどもは なんでもつたえることができます。

【たとえばどんなことがあるかな】

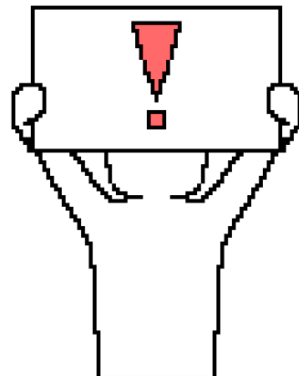
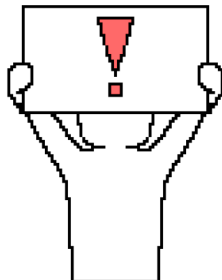
- ・かんがえていること、かんじていること、いいたいことは どんなことも つたえることができます。
- ・いってもいいし、かいてもいいし、いろいろなほうほうを えらべます。
- ・ひとりで できないときは どうすればいいか、おとなが かんがえてくれます。
- ・しりたいことがあれば なんでも することができます。

## ○プライバシー・めいよ は まもられる (第16条)

こどもは、ほかのひとにしられたくないことは、しられないように まもられます。また、ほかのひとから じぶんのきもちを きずつけられない けんりをもっています。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・おうちに おとうさんがいないことを、まわりのひとにしられないように まもられます。
- ・みんながもっている おもちゃを、じぶんがもっていないことを、まわりのひとに しられないようにしてもらえます。
- ・せが ちいさいことで からかわれたりしません。



○こどもの せわは まずはおとうさん・おかあさんが します (第18条)

こどもを そだてるせきには おとうさん・おかあさんに あります。むずかしいときには、くにが そのてだすけをします。

○あらゆる ぼうりょくからの ほご (第19条)

こどもが ぼうりょくを うけないように、くには こどもをまもります。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・かぜをひいたときには、おとうさん・おかあさんが おいしやさんに つれていってくれます。
- ・おとうさん・おかあさんが ごはんのよういを してくれます。
- ・おとうさん・おかあさんが こどものせわを できないときは、てつだってくれる しせつをつかいます。
  
- ・もし、わるいことをしても、おとうさん・おかあさんから たたかれたり けられたりする ことは ありません。きょうだいで さべつされることも ありません。
- ・もし、おとうさん・おかあさんや、せわをしてくれるおとなから、ぼうりょくをうけたり さべつをうけたりしたら たすけてくれる おとながいます。





○やすんだり、あそんだりする けんり (第31条)

こどもは、やすんだり、あそんだり、いろんなこと (スポーツ、おえかき など) を やってみることができます

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・ぐあいが わるかったら、ほいくえんを おやすみできます。
- ・おともだちと あそびにいくことができます。
- ・サッカーがすきなら ならいにいけるように おねがいです。



**○むりやり はたらかされないようにする (第32条)**

こどもは、むりやり はたらかされたり、はたらくために がっこうにいけなくなったり、  
こころやからだに よくないしごとをさせられたりしないように まもられます

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・むりやり はたらかされて、がっこうに いけなくなることはありません。
- ・ねるじかんがへったり、びょうきになるくらい はたらかされることはありません。

**○せいてきさくしゅ (※) からのほご (第34条)**

こどもが、いやらしいとかんじることや、いやだとおもうことから、まもってもらえます。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・いやらしいことをされたり、いやらしいことをしろといわれたりしたとき、おとなにそう  
だんしたら ことわることができた。
- ・びょうきがいいで、からだのたいせつなところをみせたり、さわらせたりしたとき、お  
となにそうだんしたら まもってもらえた。

**○あらゆるさくしゅ (※) からのほご (第36条)**

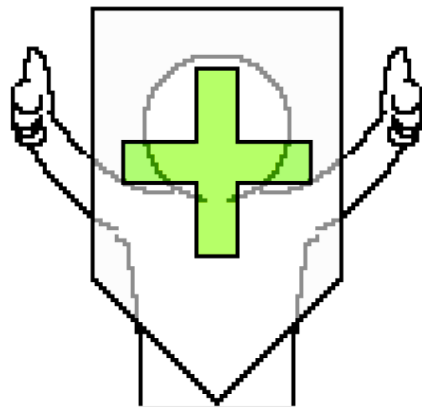
くには、こどものしあわせを まもります。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・こどもをつかって、おかねもうけをしようとしたひとのことを、おとなにそうだんしたら  
まもってもらえた。

※さくしゅとは

あなたのからだやこころ、けんりが  
たいせつにされず あなたのきもちを  
かんがえずに あなたの たいせつな  
ものがとられること



## しっておいてほしいこと

### 〇しそろう・りょうしん・しゅうきょうのじゆう (第14条)

こどもは いろいろなかんがえを もつことができます。また いろいろなことを しんじることができる。

#### 【たとえばどんなことがあるかな】

- ・ いろいろなかんがえを もつてもいいし、いろいろなことを しんじてもいいです。
- ・ どんなかんがえかたでも おとなは たいせつにしてくれます。
- ・ おとなは こどもがじぶんでかんがえられるように、いろいろなことを おしえてくれます。

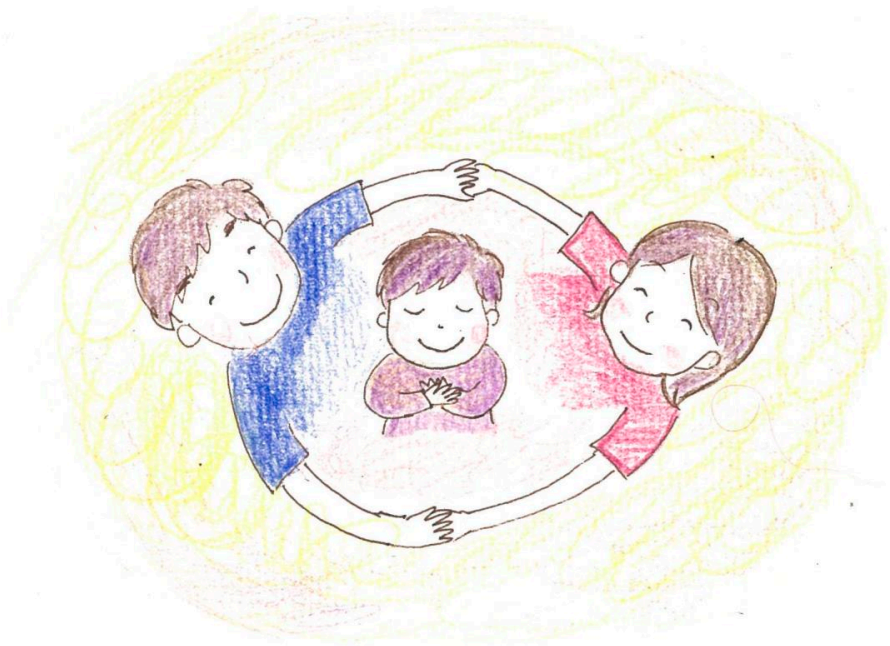
### 〇てきせつな じょうほうの にゆうしゆ (じぶんのためになる おはなしをしる) (第17条)

こどもは じぶんにとって ためになるおはなしをみたり きいたり よんだりするけんりがあります。おとなは、こどもによくないおはなしから、こどもをまもりまします。

#### 【たとえばどんなことがあるかな】

- ・ おもしろそうなえほんを みるすることができます。
- ・ すきなうたをえらんで きくことができます。
- ・ たのしそうなテレビばんぐみを みるすることができます。
- ・ こわいユーチューブを みなくていいようにしてくれます。





**○かていをうばわれた こどものほご（第20条）**

いろいろなりゆうで、こどもがおうちで かぞくとくらすことができなくなったら、あんしんして せいかつできるように、かわりにまもって そだててくれるひとがいます。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・おうちにいることが できなくなったら、かわりにそだててくれるひとや かわりのおうちを よういしてもらうなど、くにから まもってもらえます。

### ○しょうがいのあるこども（第23条）

こころや からだに しょうがいのある こどもは、あんしんして こまらずに せいかつで できるように、ささえられて、たいせつに まもられます。

【たとえば どんなことが あるかな】

・あんしんして こまらずに せいかつでき、さまざまな ばしょで かつやくできるよう、いろいろな たすけをうけたり、サービスをつかうことができます。たとえば、

- ① めがみえない、みえづらい こどものために、てんじ（ゆびで よめるもじ）の ほんがあります。
- ② みみがきこえない、きこえづらい こどものために、しゅわ（てをつかった はなしかた）の てれびばんぐみが あります。
- ③ あるくことが むずかしい こどものために、くるまいすで はいれるおみせが あります。

### ○けんこう・いりょうへのけんり（第24条）

こどもは、こころとからだが げんきでいられるように まもられて そだちます。

こどもが げんきに おおきく そだつための かんきょうを ととのえて もらえます。

【たとえば どんなことが あるかな】

・げんきで いられるよう、ごはんを たべたり、たくさんあそんだり、よくねむったり できるように します。

・ぐあいが わるいときには おいしやかに みてもらうことが できます。



### ○きょういくを うけるけんり (第28条)

こどもは みんな、しょうがっこうやちゅうがっこうなどに いけます。

こうこうに いく チャンスも あります。

がっこうの きまりは、みんなのことを たいせつにする きまりです。

【たとえば どんなことが あるかな】

- ・おうちが とおかったり、おかねが なくても、がっこうに いけるように かんがえてもらえます。
- ・せんせいが、たたいたり、けったりすることは ありません。



### ○きょういくの もくてき (第29条)

きょういくは、じぶんの よいところを どんどん のばして くれます。

みんなが おなじように たいせつに されること、みんなと なかよくすること、みんなの いきている ちきゅうを たいせつにすることなどを、まなびます。

【たとえば どんなことが あるかな】

- ・いきものが すきだから、どんどん しらべて べんきょう できます。
- ・おともだちと なかよく あそぶための やくそくを まなべます。
- ・おはなや いきものなど、しぜんを たいせつに することを まなべます。

できれば して置いて ほしいこと

○なまえ・こくせきを もつけんり (第7条)

○なまえ・こくせき・かぞくかんけいを まもる (第8条)

こどもは、うまれたら すぐに なまえや こくせきを もちます。

くには、こどもの「なまえ」や「こくせき」を まもります。

【たとえば どんなこと があるかな】

- ・こどもは うまれたら すぐに なまえを とうろく します。
- ・なまえや こくせき、かぞくとのかんけいは、とても だいじなので、くには これを まもります。



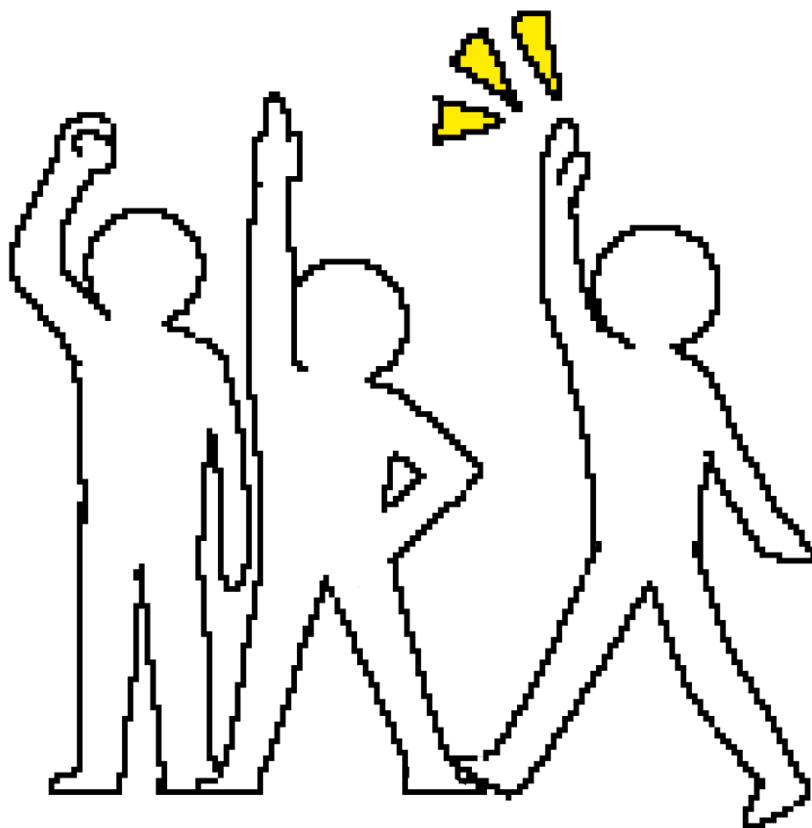
○けっしゃ・しゅうかいの じゆう (第15条)

こどもは あつまったり、グループをつくることができます。

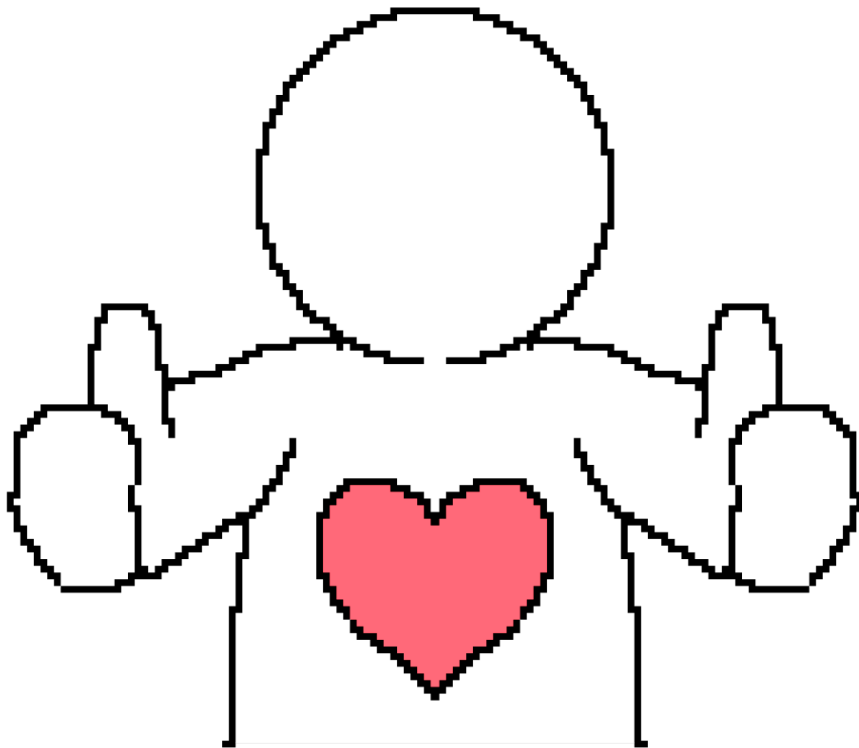
【たとえば どんなことがあるかな】

いろいろな かんがえをもつ こどもどうしで、あつまることができます。

あつまって あそんだり、いけんを いいあうことができます。







### ○ようしえんぐみ（第21条）<sup>だいじゅう</sup>

いろいろなりゆうで うんでくれたおやが、こどもをそだてられないことがあります。そういうときに あたらしいおやが、こどもを まもってそだてること が できるきまりがあります。

【たとえばどんなことがあるかな】

- ・ あたらしいおやが、きちんとこどもをまもり そだてること ができるよう くになどが、こどもや あたらしいおやのことを しらべ あたらしいかぞくになることを みとめます。

## ○しゃかいほしょうをうけるけんり（第26条）<sup>だいじょう</sup>

こどもは、けんこうに あんしんして いきていけるように、みんなにささえられます。



## ○せいかつすいじゅんのかくほ（第27条）<sup>だいじょう</sup>

こどもは、こころやからだがかんこうに そだつけんりをもっています。そのために おとうさんやおかあさんは、こどもにひつようなことをして、こどもをたいせつに そだてます。おとうさんやおかあさんの ちからだけでたりないときは、ほかのおとなもいっしょに こどもをそだてて、まもります。

【たとえばどんなことがあるかな】

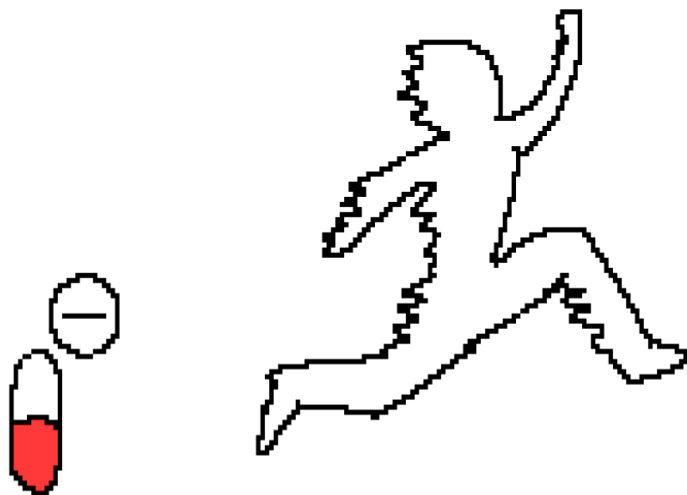
- ・びょうきやけがをしたとき、おいしゃさんに かることができます。
- ・ほいくじよにかよって、げんきに そだっていけるようにします。
- ・せいかつしていくのに じゅうぶんなおかねがないときには、くから たすけてもらうことができます。
- ・こどもがげんきにそだつように、おとなが ごはんやようふくをよういしたり、おへやを そうじしたり、ひつようなものをかったりします。

○まやく・かくせいざいなどからのほご（第33条）

くには、まやく・かくせいざいなどから こどもをまもります。

【たとえばどんなことがあるかな】

・くすりは、びょうきをなおすために からだにただしく つかわれます。



○ゆうかい・ばいばいからのほご（第35条）

こどもは、ゆうかいされたり、うりかいされたりしません。

【たとえばどんなことがあるかな】

・こどもは、ゆうかいされたり、ものみたいに こうかんされたりしません。

○こどもにかんする しほう（第40条）

こどもが、つみをおかしたとき ただしいほうほうで まもられます。

【たとえばどんなことがあるかな】

・こどもが、つみをおかしても「やっていいこと」や「やりたいことがやれること」は、たいせつにされます。

## こまったことがあったときにおはなしするひと

あなたがおはなしやすいおとなのひとは

## たいせつなことをおはなしするところ【じどうそだんじょ】

あなたのことをたんとうするじどうそだんじょは

じどうそだんじょ です

あなたのたんとうは

れんらくさき

じどうそだんじょ

でんわばんごう

こまったことがあったら、あなたのおはなしやすいおとなのひとにはなしたり、じどうそだんじょにでんわをかけてください。

児童相談所の連絡先

名 前	電話番号	住 所
中央児童相談所	026 238-8010	〒380-0872 長野市大字南長野妻科282-7
松本児童相談所	0263 91-3370	〒390-1401 松本市波田9986
飯田児童相談所	0265 25-8300	〒395-0157 飯田市大瀬木1107-54
諏訪児童相談所	0266 52-0056	〒392-0131 諏訪市大字湖南3248-3
佐久児童相談所	0267 67-3437	〒385-0022 佐久市岩村田3152-1

困ったことや悩みを相談するところ【電話やメールで相談できる窓口】

児童虐待・DV 24時間ホットライン（虐待の相談）	
電 話	026-219-2413
相談時間	24時間 365日

子ども支援センター	
電 話	0800-800-8035（子どもの専用ダイヤル）
メール	kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp
相談時間	月曜～土曜 午前10時～午後6時
友だちのこと・家族のこと・いじめのことなどの相談	

学校生活相談センター（24時間子どもSOSダイヤル）	
電 話	0120-0-78310（フリーダイヤル）
メール	gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp
相談時間	24時間
学校生活の悩みについての相談	

チャイルドライン（18歳までの子どものための相談先）	
電話	0120-99-7777（フリーダイヤル）
相談時間	毎日 午後4時～午後9時 （12月29日～1月3日は休み）
「ヒミツは守るよ」「名前は言わなくてもいい」「どんなことも一緒に考える」「切りたいときには電話を切ってもいい」という約束を守って、あなたの話を聞いてくれます。	

警察本部 警察安全相談（生活の安全に関する相談）	
電話	#9110 または 026-233-9110
相談時間	24時間 365日

少年サポートセンター・ヤングテレホンコーナー（長野県警察）	
電話	026-232-4970
相談時間	24時間 365日

\*LINEで相談できる窓口もあります。長野県公式ホームページを検索してみてください。



子どもの権利に関する条約 説明チェックリスト (説明した後☑とカッコ内に日付を記入)						
条	内容	太枠内に説明を行う年度(例:令和〇年度)を記入				
第2条	さべつのきんし	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第3条	こどもにもっともよいことを	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第6条	いきるけんり・そだつけんり	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第9条	おやとひきはなされないけんり	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第12条	いけんをあらわすけんり	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第13条	ひょうげんのじゆう	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第16条	プライバシー・めいよのほご	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第18条	こどものよういくはますおやにせきにん	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第19条	あらゆるほうりよくからのほご	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第31条	やすみ、あそぶけんり	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第32条	けいざいてきさくしゆ、ゆうがいなるうどうからのほご	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第34条	せいてきさくしゆからのほご	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第36条	あらゆるさくしゆからのほご	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第14条	しそう・りょうしん・しゆうきょうのじゆう	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第17条	てきせつなしょうほうのにゆうしゆ	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第20条	かていをうばわれたこどものほご	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第23条	しょうがいのあるこども	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第24条	けんこう・いりょうへのけんり	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第28条	きょういくをうけるけんり	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第29条	きょういくのもくてき	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第7条	なまえ・こくせきをもつけんり	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第8条	なまえ・こくせき・かそくかんけいがまもられるけんり	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第15条	けっしゃ・しゆうかいのじゆう	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第21条	ようしえんぐみ	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第26条	しゃかいほしょうをうけるけんり	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第27条	せいかつすいじゆんのかくほ	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第33条	まやく・かくせいざいなどからのほご	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第35条	ゆうかい・ばいばいからのほご	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
第40条	こどもにかんするしほう	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )
その他	そうだんさきとれんらくほうほうのかくにん	□( )	□( )	□( )	□( )	□( )

# 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

## 締結と目的

1989年（平成元年）の国際連合の総会で「児童の権利に関する条約」が採択されました。

この条約は、18歳未満のすべての児童を対象とするもので、児童の、人としての権利や自由を尊重し、児童に対する保護と援助を促進することを旨としています。

日本は、1994年（平成6年）にこの条約を批准しました。

この条約は次の4つの子どもの権利を守ることを定めています。

どのような条約なのか、見てみましょう。

日本ユニセフ協会ホームページより、以下引用。

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>

### 1 生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

### 2 育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

### 3 守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

### 4 参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること





だい じょう こ ていぎ  
第1条 子どもの定義  
18歳になっていない人を子どもとします。

だい じょう さべつ きんし  
第2条 差別の禁止  
すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

だい じょう こ  
第3条 子どもにもっともよいこと  
子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

だい じょう くに ぎ む  
第4条 国の義務  
国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

だい じょう おや しどう そんちよう  
第5条 親の指導を尊重  
親(保護者)は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

だい じょう い けんり そだ けんり  
第6条 生きる権利・育つ権利  
すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

だい じょう なまえ こくせき けんり  
第7条 名前・国籍をもつ権利  
子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

だい じょう なまえ こくせき かぞくかんけい まも けんり  
第8条 名前・国籍・家族関係が守られる権利  
国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

だい じょう おや ひ はな けんり  
第9条 親と引き離されない権利  
子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

だい じょう べつべつ くに おや あ けんり  
第10条 別々の国にいる親と会える権利  
国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

だい じょう くに つ けんり  
第11条 よその国に連れさられない権利  
国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。

だい じょう いけん あらわ けんり  
第12条 意見を表す権利  
子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

だい じょう ひょうげん じゆう  
第13条 表現の自由  
子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

だい じょう しそう りょうしん しゆうきよう じゆう  
第14条 思想・良心・宗教の自由  
子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

だい じょう けっしや しゆうかい じゆう  
第15条 結社・集会の自由  
子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

だい じょう じゆう めいよ ほご  
第16条 プライバシー・名誉の保護  
子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

だい じょう てきせつ じゆうほう にゆうしゆ  
第17条 適切な情報の入手  
子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

だい じょう こ よういく おや せきんに  
第18条 子どもの養育はまず親に責任  
子どもを育てる責任は、まずその両親(保護者)にあります。国はその手助けをします。

だい じょう ぼうりよく ほご  
第19条 あらゆる暴力からの保護  
どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

だい じょう かてい うばわ こ ほご  
第20条 家庭を奪われた子どもの保護  
家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にすることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらふなど、国から守ってもらふことができます。

だい じょう ようしえんぐみ  
第21条 養子縁組  
子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親(保護者)のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

第22条 難民の子ども  
自分の国の政府のはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

第23条 障がいのある子ども  
心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第24条 健康・医療への権利  
子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

第25条 施設に入っている子ども  
施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

第26条 社会保障を受ける権利  
子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

第27条 生活水準の確保  
子どもは、心やからだですがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要ときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。

第28条 教育を受ける権利  
子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならない。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第29条 教育の目的  
教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

第30条 少数民族・先住民の子ども  
少数民族の子どもや、もともとからその土地に住んでいるひとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。

第31条 休み、遊ぶ権利  
子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護  
子どもは、むりやこ働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護  
国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第34条 性的搾取からの保護  
国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第35条 誘拐・売買からの保護  
国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条 あらゆる搾取からの保護  
国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条 拷問・死刑の禁止  
どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯したといほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。

第38条 戦争からの保護  
国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条 被害にあった子どもの回復と社会復帰  
虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

第40条 子どもに関する司法  
罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

第41条～第54条 省略  
(出典：日本ユニセフ協会抄訳)

さしえについて

このこどものけんりノートにつかわれているさしえは、しゃかいてきよういくにかかわる、こどもやおとなにてきようしていただきました。



長野県 PR キャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

ながのけん  
れいわ5ねん 12 がつ  
かいてい